○法務省告示第二百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社日立物流	東京都江東区東陽七丁目二番十八号	工業包装

○法務省告示第二百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社大村製作所	埼玉県東松山市松山町一丁目四番二十四号	機械加工

○法務省告示第二百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

大尚株式会社	埼玉県蕨市錦町四丁目八番二十六号	型枠施工
株式会社カーツ	神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目二十一番二十号	内装仕上げ施工
株式会社シンワ精機	静岡県浜松市南区都盛町二百二番地	機械加工

○法務省告示第二百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社エスケイ建設工業	茨城県石岡市宇治会二千九百六十七番地の一	型枠施工
株式会社秋園鋼板加工所	埼玉県羽生市小松台二丁目七百五番地三十三	鉄工
新妻鋼業株式会社	埼玉県三郷市半田四百六十番地	鉄筋施工
小倉鉄工株式会社	東京都足立区扇一丁目五十番二十六号	機械加工

○法務省告示第二百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町一番一号	塗装、溶接、自動車組立作業、完成車検査作業

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社藤池塗装工業所	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目四百五十三番地	塗装
有限会社根上工業	静岡県三島市大宮町一丁目八番二十二号	金属プレス加工
株式会社サンロード	広島県尾道市因島重井町五千四百二十四番地二	溶接

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

三和建装株式会社	東京都西東京市田無町一丁目十二番六号	塗装

○法務省告示第二百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十四年七月二十八日」を「平成二十七年七月二十八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年七月二十八日から施行する。

○外務省告示第百五十九号

外務省告示平成十六年第五百三十九号、同年第六百二十五号、平成十七年第三百二十号、同年第千百八十二号、平成十九年第十七号、平成二十年第五十号、同年第三百八十四号、同年第六百六十八号、平成二十一年第五十七号、同年第三百七十二号、平成二十四年第二十九号、同年第三百十一号、同年第三百六十三号、同年第三百八十一号及び平成二十六年第四十三号に関し、国際連合安全保障理事会決議第一五二一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が平成二十五年一月二十一日に行った決定に基づき、同理事会決議第一五三二号Ⅰに定められた措置の対象となる個人の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年五月十九日

外務大臣　岸田　文雄

（別表）

次のとおり改正する。

27. リチャード・アマー・チチャクリ（Richard Ammar CHICHAKLI）

（別名）アマー・M・チチャクリ（Ammar M. CHICHAKLI）

ジェハド・アルムスタファ（Jehad ALMUSTAFA）

ジェハド・アルムサラ（Jehad ALMUSARA）

ジャド・アルムスタサ（Jhad ALMUSTASA）